

岩国地域における公共施設アクションプログラム

藤河エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域藤河エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
藤河	12	1,089	2,257人	325人 (14.4%)	1,300人 (57.6%)	632人 (28.0%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域藤河エリアの公共施設は、10施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	社会教育系施設	公民館	藤河	藤河分館	○	RC	2000	596.63	○	洪	継続	維持(長寿)	67
2	学校教育系施設	小学校	藤河	藤河小学校	—	RC	1991	2,748.22	○	土	継続	検討	156
3	子育て支援施設	放課後児童教室	藤河	藤河放課後児童教室	—	S	2013	59.62	○	土	継続	検討	227
4	行政系施設	出張所等	藤河	藤河出張所	○	RC	2000	68.87	○	洪	継続	維持(長寿)	250
5	行政系施設	消防団車庫等	藤河	藤河分団第1部消防車庫	—	S	2018	39.96	○	土・洪	継続	維持(修繕)検討	259
6	行政系施設	消防団車庫等	藤河	藤河分団第2部消防車庫	—	W	1994	106.00	○	洪	継続	維持(修繕)検討	259
7	行政系施設	消防団車庫等	藤河	藤河分団第3部消防車庫	—	W	1987	29.81	○	—	継続	維持(修繕)検討	259
8	行政系施設	消防団車庫等	藤河	藤河分団第4部消防車庫	—	W	1977	29.81	旧	土・洪	継続	維持(修繕)検討	259
9	行政系施設	その他行政系施設	藤河	関戸倉庫	—	S	2000	1,427.46	○	土・洪	継続	維持(修繕)	272
10	その他	普通財産集会所	藤河	関戸集会所	—	W	1985	93.94	○	土	継続	譲渡協議	327

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分

担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう
に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行う
とともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営
手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
藤河エリア	藤河分館	12	1,089世帯	2,257人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、普通財産集会所の 10. 関戸集会所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 336・337 ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

10. 関戸集会所

公共事業を実施するための条件整備として建設した施設で、新耐震基準で建設した施設であり、一定の改修を行うことで継続使用が可能なこと、施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。

地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止について協議する。

ウ アクシオンプログラム

10. 関戸集会所

公共事業の実施に伴う地元要望に応じて設置した施設で、1985 年に新耐震基準で建設し、建築から 38 年経過しています。地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから、地域コミュニティ活動の場の施設とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 公民館

公民館として、1. 藤河分館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 70・71 ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の 15 の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 藤河分館

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシオンプログラム

1. 藤河分館

藤河エリアの地域づくり拠点施設とします。藤河出張所との複合施設で、2000 年に新耐震基準で建設し、建築から 23 年経過しています。夏休み子ども体験教室や料理教室などの事業のほか、市民団体の自主的な活動で利用され、諸室の稼働率は 2.9%～51.6%で、年間約 10,300 人が利用しています。

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、地域づくり拠点施設として位置付けることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

市が管理運営を直営で行っており、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和 7 年度までに検討します。

(3) 小学校

小学校として、2. 藤河小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

2. 藤河小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「検討する学校」との位置付けを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

2. 藤河小学校

校舎は 1991 年に、体育館は 1986 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 32 年、37 年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における検討対象校に該当することから、大規模改修等の時期を捉え、適正化について検討・協議し、学校施設として維持する場合は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和 7 年度までに検討します。

(4) 放課後児童教室

放課後児童教室として、3. 藤河放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等へ

の併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

3. 藤河放課後児童教室

学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正化等の取組に合わせて検討する。

ウ アクションプログラム

3. 藤河放課後児童教室

専用施設で、2014 年に新耐震基準で建設し、建築から 9 年経過しています。当面必要な修繕等を行い継続使用しますが、適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正化等の取組に合わせて対応します。

(5) 出張所

出張所等として、4. 藤河出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

4. 藤河出張所

学習等供用会館等との併設で、耐震基準を満たしている。

地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る

ウ アクションプログラム

4. 藤河出張所

藤河分館との複合施設で、2000 年に新耐震基準で建設し、建築から 23 年経過しています。施設は、併設する藤河分館に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(6) 消防団車庫等

消防団車庫等として、5. 藤河分団第 1 部消防車庫、6. 藤河分団第 2 部消防車庫、7. 藤河分団第 3 部消防車庫、8. 藤河分団第 4 部消防車庫の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

5. 藤河分団第 1 部消防車庫、6. 藤河分団第 2 部消防車庫、7. 藤河分団第 3 部消防車庫、8. 藤河分団第 4 部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

5. 藤河分団第 1 部消防車庫、6. 藤河分団第 2 部消防車庫、7. 藤河分団第 3 部消防車庫、8. 藤河分団第 4 部消防車庫

藤河分団第 4 部消防車庫は、旧耐震基準で、他の施設はいずれも新耐震基準で建設し、建築から 5 年～46 年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(7) その他行政系施設

その他行政系施設として、9. 関戸倉庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

9. 関戸倉庫

錦帯橋の架け替えの際の用材の保管や加工のため、また錦帯橋の学習の場として必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

9. 関戸倉庫

2 棟で構成し、2000 年と 2017 年にいずれも新耐震基準で建設し、建築から 23 年、6 年経過しています。錦帯橋の保存・活用のための資器材を格納していることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

4. 岩国地域藤河エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(1施設)

ア 集会系施設(1施設)

10. 関戸集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10										
	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	関戸第二自治会									
担当部署	地域づくり推進課									

(2) 廃止について協議する施設

該当する施設はありません。

(3) 計画的な改修等を行う施設(4施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設(2施設)

1. 藤河分館、4. 藤河出張所

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1. 4	 保全計画の策定 管理運営手法・体制の検討			 計画に基づく対応						
協議先	1. 藤河地区自治会連合会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・1. 中央公民館、4. 地域づくり推進課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設

該当する施設はありません。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設(2施設)

3. 藤河放課後児童教室、9. 関戸倉庫

【対応方針】

今後も行政需要に応えるため必要な修繕等を行い継続使用します。

放課後児童教室は、適正化等の取組に合わせ対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 9	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	3. 保育幼稚園課、9. 錦帯橋課									

(4) 今後検討が必要な施設(5施設)

ア 消防団施設(4施設)

5. 藤河分団第1部消防車庫、6. 藤河分団第2部消防車庫、7. 藤河分団第3部消防車庫、
8. 藤河分団第4部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5～8										
協議先	藤河分団第1部、藤河分団第2部、藤河分団第3部、藤河分団第4部									
担当部署	危機管理課									

イ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設(1施設)

2. 藤河小学校

【対応方針】

引き続き、適正化について検討・協議し、学校施設として維持する場合は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的に改修を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2										
担当部署	検討を行う部署・・・教育政策課、学校教育課 施設維持管理・・・教育政策課									

5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合

を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

7. 施設位置図

